

平成29年4月1日から

『千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例』が施行されました。

AED：自動体外式除細動器



心肺蘇生法：胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸



AED

AUTOMATED
EXTERNAL
DEFIBRILLATOR

条例の主な内容

- ①学校における実習の実施
全ての県立中学校・県立高等学校で、心肺蘇生法・AEDの実習を実施します。
- ②普及啓発月間の設定・事業実施
9月を普及強化月間とし、多くの方に知っていただくための啓発イベントを実施します。
- ③AEDに関する情報の提供・公表
AEDが設置されている場所の情報収集を行い、県ホームページで公表します。
- ④救助実施者に対する援助
心肺蘇生法・AEDを行った人が万が一訴えられた場合の訴訟費用の貸付・免除を行います。また、心肺蘇生法等を実施した方が健康被害を負った場合に、見舞金を支給します。

県民の皆様へ

AEDの使用や心肺蘇生法の実施は、心肺機能が停止している方の救命率を大幅に上昇させます。

一人でも多くの方の命を救うため、積極的な救命処置（AEDの使用や心肺蘇生法の実施）をお願いします。

また、いざというときに自信を持ってAEDの使用や心肺蘇生法が実施できるように、救命処置の講習を受講しましょう。（講習については裏面へ）

事業者の皆様へ

AEDには耐用年数が、バッテリーやパッドには使用期限があります。いざというときにAEDが正しく作動するように、定期的なAEDの保守点検を実施してください。不明な点は、販売業者やリース会社にお問い合わせください。また、AEDを設置した場合は、県に届け出てください。



Q AED（自動体外式除細動器）とはどのようなものですか？

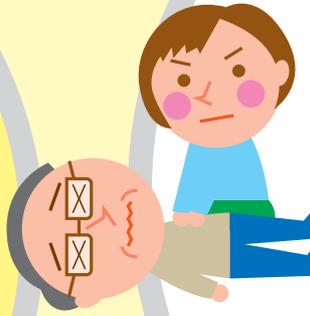
A 心臓に電気ショックを与える機械です。心臓が心室細動という不整脈を起こしている（心肺停止状態となっている）人に使用することで、心臓の動きを元に戻す機能があります。



音声
ガイダンス
で安心。

Q 心肺蘇生法の実施やAEDの使用は一般の人でも行えるのですか？

A 特別な資格がなくても、誰でも実施・使用できます。また、音声ガイダンスに従って使用すれば、AED自体が電気ショックの必要性を判断し、不要なショックを与えることはありませんので、安心して使用してください。



よくある質問

Q&A

責任…
不安…

Q 心肺蘇生の実施やAEDの使用が失敗した場合、責任を問われるのですか？

A 一般の人が、心肺蘇生法の実施やAEDを使用した場合、悪意や重過失がなければ罪に問われることはありません。



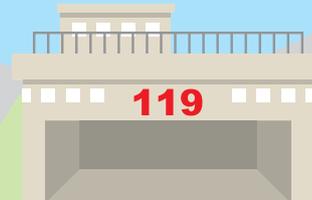
Q 救急隊を待った方が良いのではないですか？

A 心肺機能が停止した場合、そのまま何もしないと、生存率は1分ごとに約10%ずつ減少してしまいます。一方、通報してから救急隊が到着するまでの時間は平均約9分であり、救急隊の到着を待っては、助かる可能性は限りなく低くなってしまいます。

救急隊到着まで
平均約9分…



生存率は1分
ごとに10%ずつ
減少!!



Q 講習はどこで受けられますか？

A 各市町村の消防で実施しています。お住いの地域の消防局・消防本部にお問い合わせください。



この条例についてのお問い合わせ先

千葉県健康福祉部医療整備課

■TEL：043-223-3879 ■FAX：043-221-7379

*講習のお問い合わせ先ではありません。条例の条文など、詳細については、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/taiseiseibi/aed/aedjourei.html>

詳細はこちら↓ AEDを設置されている方は、AEDの設置情報を県に届け出てください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/taiseiseibi/aed/jouhoutaikyou.html>